

代用有価証券等の掛目の変更に伴う  
「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正について

## I. 改正趣旨

代用有価証券の代用価格算出のために時価に乘すべき率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に見直しを行うこととし、証券取引等清算業務について規定する「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

## II. 改正概要

### ○ 時価に乘すべき率の見直し

- 代用有価証券のうち債券の代用価格算出のために時価に乗じる率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行う。

(備考)

- 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則 別表1
- 業務方法書の取扱い 第6条の4及び別表第1
- 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い 第2条の2

## III. 施行日

2019年4月8日から施行する。

以上

## 別 紙

「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

### 目 次

1. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則
2. 業務方法書の取扱い
3. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新		旧		
別表1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		別表1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		
1 (略)		1 (略)		
2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。		2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。		
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	有価証券の種類	
国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)  日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間 1年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1年超 5年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間 5年超 10年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10年超 20年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20年超 30年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30年超のもの 100 分の 91  (2) 変動利付国債 a 残存期間 1年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1年超 5年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間 5年超 10年以内のもの 100 分の 99 d 残存期間 10年超 20年以内のもの 100 分の 99  (3) 物価連動国債 a 残存期間 1年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1年超 5年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間 5年超 10年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10年超 20年以内のもの 100 分の 97 e 残存期間 20年超 30年以内のもの 100 分の 97 f 残存期間 30年超のもの 100 分の 97  (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間 1年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1年超 5年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間 5年超 10年以内のもの 100 分の 97	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間 1年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1年超 5年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間 5年超 10年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10年超 20年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20年超 30年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30年超のもの 100 分の 91  (2) 変動利付国債 a 残存期間 1年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1年超 5年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間 5年超 10年以内のもの 100 分の 99 d 残存期間 10年超 20年以内のもの 100 分の 99  (3) 物価連動国債 a 残存期間 1年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1年超 5年以内のもの 100 分の 96 c 残存期間 5年超 10年以内のもの 100 分の 95 d 残存期間 10年超 20年以内のもの 100 分の 95 e 残存期間 20年超 30年以内のもの 100 分の 95 f 残存期間 30年超のもの 100 分の 95  (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間 1年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1年超 5年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間 5年超 10年以内のもの 100 分の 97
売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)		金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	

			d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90				d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90
(略)						(略)	
	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 96 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 95 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 93 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 91 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 89 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 89		アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 96 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 94 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 88 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 88
外 国 債 証 券	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 93 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 88 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 87		グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 94 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 92 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 91 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 88 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 87 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 85
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 94 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 93 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 91 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 89 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 89		ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 93 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 87 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 87
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 94 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 89 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの		フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 93 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 91 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 88 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの

			<p style="text-align: right;">100 分の 85 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 86</p>
(略)			

(注) 1. ~6. (略)

3 (略)

#### 付 則(平成31年4月8日)

この改正規定は、平成31年4月8日から施行する。

			<p style="text-align: right;">100 分の 84 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 85</p>
(略)			

(注) 1. ~6. (略)

3 (略)

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧												
(当社が指定する通貨) 第6条の4 (略) 2 業務方法書第15条の2第3項、第16条第4項、第52条第2項及び第70条第2項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、 <u>100分の97</u> とする。	(当社が指定する通貨) 第6条の4 (略) 2 業務方法書第15条の2第3項、第16条第4項、第52条第2項及び第70条第2項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、 <u>100分の96</u> とする。												
別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表  1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。	別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表  1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">有価証券の種類</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">時価</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">時価に乘すべき率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)</td><td style="padding: 10px;">日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの</td><td style="padding: 10px;">           (1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)            a 残存期間1年以内のもの            100分の99            b 残存期間1年超5年以内のもの            100分の97            c 残存期間5年超10年以内のもの            100分の97            d 残存期間10年超20年以内のもの            100分の96            e 残存期間20年超30年以内のもの            100分の94            f 残存期間30年超のもの            100分の91              (2) 変動利付国債            a 残存期間1年以内のもの            100分の99            b 残存期間1年超5年以内のもの            100分の99            c 残存期間5年超10年以内のもの            100分の99            d 残存期間10年超20年以内のもの            100分の99              (3) 物価連動国債            a 残存期間1年以内のもの         </td></tr> </tbody> </table>	有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の91  (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99  (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">有価証券の種類</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">時価</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">時価に乘すべき率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)</td><td style="padding: 10px;">日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの</td><td style="padding: 10px;">           (1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)            a 残存期間1年以内のもの            100分の99            b 残存期間1年超5年以内のもの            100分の97            c 残存期間5年超10年以内のもの            100分の97            d 残存期間10年超20年以内のもの            100分の96            e 残存期間20年超30年以内のもの            100分の94            f 残存期間30年超のもの            100分の91              (2) 変動利付国債            a 残存期間1年以内のもの            100分の99            b 残存期間1年超5年以内のもの            100分の99            c 残存期間5年超10年以内のもの            100分の99            d 残存期間10年超20年以内のもの            100分の99              (3) 物価連動国債            a 残存期間1年以内のもの         </td></tr> </tbody> </table>	有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の91  (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99  (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率											
国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の91  (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99  (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの											
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率											
国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の91  (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99  (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの											

			<p>100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの <u>100 分の 97</u> c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 97</u> d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 97</u> e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 97</u> f 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 97</u></p> <p>金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)</p>				<p>100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの <u>100 分の 96</u> c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 95</u> d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 95</u> e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 95</u> f 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 95</u></p> <p>金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)</p>
(略)							
	アメリカ合衆国財務省証券		<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 96 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの <u>100 分の 95</u> (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 93 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 91</u> (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 89 (6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 89</u></p> <p>ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場</p>			<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 96 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの <u>100 分の 94</u> (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 90</u> (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 88 (6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 88</u></p> <p>ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場</p>	
外国国債証券	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券		<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの <u>100 分の 95</u> (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの <u>100 分の 93</u> (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 92</u> (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 90</u> (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 88</u> (6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 87</u></p> <p>ロンドン市場における前日の最終の気配相場</p>			<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 94 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの <u>100 分の 92</u> (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 91</u> (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 88</u> (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 87</u> (6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 85</u></p> <p>ロンドン市場における前日の最終の気配相場</p>	
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券		<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの <u>100 分の 94</u> (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 93</u> (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの</p> <p>フランクフルト市場における前日の最終の気配相場</p>			<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの <u>100 分の 93</u> (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 92</u> (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの</p> <p>フランクフルト市場における前日の最終の気配相場</p>	

			<p><u>100 分の 91</u>        (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの  <u>100 分の 89</u>        (6) 残存期間 30 年超のもの  <u>100 分の 89</u></p>				<p><u>100 分の 90</u>        (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの  <u>100 分の 87</u>        (6) 残存期間 30 年超のもの  <u>100 分の 87</u></p>
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの  <u>100 分の 95</u>        (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの  <u>100 分の 94</u>        (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの  <u>100 分の 92</u>        (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの  <u>100 分の 89</u>        (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの  <u>100 分の 85</u>        (6) 残存期間 30 年超のもの  <u>100 分の 86</u></p>		フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの  <u>100 分の 95</u>        (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの  <u>100 分の 93</u>        (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの  <u>100 分の 91</u>        (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの  <u>100 分の 88</u>        (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの  <u>100 分の 84</u>        (6) 残存期間 30 年超のもの  <u>100 分の 85</u></p>
(略)						(略)	
(注) 1. ~5. (略) 2~7 (略)						(注) 1. ~5. (略) 2~7 (略)	

### 付 則(平成31年4月8日)

この改正規定は、平成31年4月8日から施行する。

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(外国通貨の取扱い)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 取引証拠金規則第11条、第16条及び第20条の 2で規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国 通貨の場合は、<u>100分の97</u>とする。</p>	<p>(外国通貨の取扱い)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 取引証拠金規則第11条、第16条及び第20条の 2で規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国 通貨の場合は、<u>100分の96</u>とする。</p>
<p>付 則(平成31年4月8日)</p> <p>この改正規定は、平成31年4月8日から施行する。</p>	